

Hello Corner News

ハローコーナーニュース



日本語・中文

No. 338

発行:埼玉県上尾市市民協働推進課

s53000@city.ageo.lg.jp

3月/2022年3月

「你好窗口」的服务和「你好消息」的发行都是由上尾市市民协动推进课负责监督管理

新型コロナウイルス関連情報

<5歳～11歳への接種開始>

5～11歳の子どもへのワクチン接種が始まります。対象者には3月上旬に接種券を送ります。予約は3月11日、接種は12日以降です。接種は無料です。

<ワクチン追加接種>

2回目接種から6か月経過した方には、順次接種券を送付していますので、安心してお待ちください。印字されている「3回目接種可能日」に関わらず、接種券が届き次第予約が可能です。

交互接種

1・2回目に接種したワクチンと違う種類のワクチンを接種することができます。

予約方法

以下のいずれかの方法で予約してください。

① 予約サイト

② 市コールセンター

Tel. 0570-002-203

英語・中国語・韓国語でも対応



③ 予約おたすけ窓口

* 場所と開設日につきましては、接種券と同送の「追加接種のお知らせ」をご覧ください。

④ 接種実施医療機関へ電話

⑤ 「おまかせ予約」

申込用紙を西保健センターに送る、または、各支所・出張所、東・西保健センターに直接提出するだけで、コロナワクチン3回目接種の予約ができます。日時や接種会場は、市に「おまかせ」となります。申込用紙は、市役所、各支所・出張所、東・西保健センターにあります。使用されるのはモ

有关新型冠状病毒疫苗信息

<对5岁～11岁儿童开始接种>

将开始对5岁～11岁的儿童接种新型冠状病毒疫苗。将于3月上旬对对象者邮寄接种券。3月11日以后开始预约，3月12日以后开始接种。接种费用免费。

<追加接种>

对已经接种完第2次疫苗后间隔6个月的人将依次邮寄第3次接种券，请放心等待。不必考虑接种券上记载「3回目接種可能日（第3次可以接種日期）」，收到接种券后就可以预约。

交替接种

追加接种时可以接种与第1次，第2次不同的种类疫苗。

预约方法

选择以下方法，进行预约。

① 上尾市预约网站

② 上尾市新型冠状病毒疫苗接种专线

Tel. 0570-002-203

对应语言：日语・英语・中文・韩国语

③ 预约支援窗口

* 有关实施会场和日期请确认和接种券一起邮寄的「追加接種のお知らせ（追加接種的通知）」

④ 直接打电话到实施医疗机关预约

⑤ 「委托预约」

将报名用纸邮寄西保健中心或直接向各支所・各出張所，东・西保健中心提出就可以预约完成第3次的疫苗接种。接种的日期和会场由市政府决定。报名用纸备在市役所，各支所・各出張所，东・西保健中心。使用的疫苗只有武田/莫德纳(modena)公司制造的疫苗。

必需申请第3次接种券的人

在其他城市或海外接种完第2次接种后迁到上尾市希望接种第3次疫苗的人，必需申请发行接种券。

デルナのみ。

3回目接種券の申請が必要な人

他の自治体や海外などで2回目接種した後に上尾市に転入した人で、3回目の接種を希望する人は、接種券発行の申請をしてください。

* 2021年11月30日以降に上尾市に転入届けをした方は、申請不要です。

問い合わせ

市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター
Tel. 0570-002-203

午前9時～午後5時
土日・祝日を除く

埼玉県：SIA コロナホットライン

Tel. 048-711-3025

毎日24時間

20言語

<https://sia1.jp/foreign/coronahotline/>



→ 健康増進課

Tel. 048-774-1411 / Fax 048-776-7355

<住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金>

2021年度住民税非課税世帯などに、臨時特別給付金(1世帯当たり10万円)を支給します。対象と思われる世帯には確認書を順次送付していますので、内容を確認して福祉総務課に返送してください。

また、2021年1月以降、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減り、世帯全員が住民税非課税相当の収入になった世帯は、申請してください。申請書は福祉総務課(市役所2階)にあります。また、市ホームページからダウンロード可。

<https://www.city.ageo.lg.jp/page/296267.html>

必要書類を添えて福祉総務課(〒362-8501上尾市本町3-1-1)に送ってください。上尾市に確認書または申請書が届き次第、順次支給します。

* 市役所101会議室でも、5月27日(金)まで申請を受け付けていますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、郵送による申請にご協力ください。

→ 臨時特別給付金コールセンター

Tel. 048-775-3548



*2021年11月30日以后已经办迁到手续的人,不用申请。

有关详细情况请联系以下机关

上尾市新型冠状病毒疫苗接种专线

Tel. 0570-002-203

上午9点~下午5点

星期六・星期日・假日除外

埼玉県：SIA 新型冠状病毒热线

Tel. 048-711-3025

每天24小时应对 20种语言

<https://sia1.jp/foreign/coronahotline/>

→ 健康増進課

Tel. 048-774-1411 / Fax 048-776-7355



<对住民税非課税家庭支付临时特别津贴>

对2021年度住民税非課税家庭等支付临时特别津贴(每家庭10万日元)。已经对对象家庭邮寄确认书,收到后请确认内容寄回市役所福祉总务课。另外2021年1月以后接受新型冠状病毒感染症影响收入减少,家庭全体成为住民税非課税收入的家庭,必需申请。申请书备在福祉总务课(市役所2楼)。也可以从市官方网站下载・印刷。

<https://www.city.ageo.lg.jp/page/296267.html>

请和必要文件一起邮寄福祉总务课(〒362-8501上尾市本町3-1-1)。福祉总务课收到确认书或申请书后将依次支付津贴。

* 5月27日(星期五)之前在市役所101会议室直接受理申请。为了防止新型冠状病毒感染症扩大,尽量利用邮寄申请。

→ 临时特别津贴专线

Tel. 048-775-3548



原付・バイク・軽自動車の廃車手続き

軽自動車税は、毎年4月1日現在で登録している所有者にかかります。他人にあげたり、解体したり、盗まれたりして、原動機付自転車・バイク・軽自動車をすでに所有していない場合は、正しい手続きをしていないと課税の対象になります。所有者が死亡または市外に転出する場合も、廃車などの手続きが必要です。4月1日(金)までに手続きをしてください。

転入した人で上尾市のナンバープレートに変更していない原付(125cc以下)の所有者は、市民税課でナンバープレート交換の手続きをしてください。

*125ccを超えるバイクについては埼玉運輸支局(Tel. 050-5540-2026)、軽自動車(三・四輪)は軽自動車検査協会埼玉事務所(Tel. 050-3816-3110)へ問い合わせてください。

→ 市民税課(市役所2階)

Tel. 048-775-5130 / Fax 048-775-9846



小型摩托车・摩托车・小型汽车的废车 (废弃处理) 手续

市役所于每年4月1日对登记的小型汽车征收。如果已经将车让他人，已经拆卸解体或被盗等不归您所有的情况下，请尽快办理相关手续以避免成为课税对象。所有者已经死亡或迁到市外时也必要办手续。请于4月1日(星期五)之前办手续。

搬入上尾市而未更换拍照的摩托车(125cc以下)所有者，请尽快到市民课(市役所2楼)办理拍照更换手续。

*超过125cc以上的摩托车请到「埼玉運輸支局(埼玉運輸支局)」(Tel. 050-5540-2026)，

小型汽车(三・四轮)请到「軽自動車検査協会埼玉事務所(小型汽车检查协会埼玉事務所)」(Tel. 050-3816-3110)询问。

→ 市民税課

Tel. 048-775-5130 / Fax 048-775-9846



国民健康保険

国民健康保険への加入・脱退の届け出は自動的にには行われません。住所・氏名・世帯主が変わった、また、就職・退職したなどの異動があったときは、14日以内に必ず届け出てください。届け出には、異動の事実が確認できる証明書などが必要です。

→ 保険年金課(市役所1階)

Tel. 048-782-6471

Fax 048-775-9827



こども医療費

子どもが医療機関を受診したときに支払う医療費を助成します。この助成を受けるには登録が必要です。

対象：市内に住所があり、健康保険に加入している中学校修了前(15歳に達する日以降の最初の3月31日まで)の子ども

助成額：保険診療費または保険調剤費の自己負担分

申込み：子どもの健康保険証、保護者(生計中心者)の名義の口座の通帳、被保険者のマイナンバーカード(またはマイナンバー通知カード)、被保険者の本人確認できる物(在留カードなど)

国民健康保険

国民健康保険の加入・退出申报手续，不是自动变更方式。变更地址・姓名・户长・就职・退休等必须在14天以内申报。那是请携带可以确认变更的证明书。

→ 保険年金課

Tel. 048-782-6471 / Fax 048-775-9827

儿童医疗费

上尾市補助儿童在医疗机关接受诊疗时支付的医疗费。为了接受补贴需要进行资格登记。

对象：在市内居住，加入健康保险的初中毕业以前(达到15岁生日以后的最初3月31日之前)以下的儿童。

补助额：保险诊疗费及保险配药费之内自己负担部分
报名：请携带儿童的健康保险证及家长(主要维持生计的人)名义的存折，被保险者的个人编号



を、子ども支援課または各支所・出張所へ。

→ 子ども支援課

Tel. 048-775-5120

Fax 048-774-5342



あげお 上尾さくらまつり

と き：3月24日(木)～4月3日(日)

ところ：丸山公園

内容：期間中の土・日の午前9時30分から、市観光協会が推奨する産品などを販売します。売り切れ次第終了です。

→ 市観光協会

Tel. 048-775-5917 / Fax 048-775-5024

3月のハローコーナー

げつようび
月曜日の相談

と き：3月7日、14日、21日

ところ：市役所 第3別館1階

(市役所の向かいの建物)

*第4月曜日(3月28日)には、ハローコーナーはありません。

どようび
土曜日の相談

と き：3月26日

ところ：市役所5階

501会議室



卡(或个人编号通知书), 可以确认被保险者的身份的文件(在留卡等)到儿童支援课或各支所・各出張所报名申请。

→ 子ども支援課 (儿童支援课)

Tel. 048-775-5120 / Fax 048-774-5342

上尾さくらまつり(上尾桜花节)

日期：3月24日(星期四)～4月3日(星期日)

地点：丸山公園

内容：期間内の星期六・星期日上午9点30分起贩卖有市观光协会推荐的产品等。商品售完即止。

→ 市観光協会

Tel. 048-775-5917 / Fax 048-775-5024

3月的外语咨询服务

星期一的咨询

日期：3月7日、14日、21日

地点：市役所第3别馆1楼(市役所的对面)

*第4周的星期一(3月28日)没有外语咨询服务。

*在3月7日没有中文的服务。

星期六的咨询

日期：3月26日

地点：市役所5楼 501会议室



「ハローコーナー」は、外国人市民のための相談窓口です。

時間・言語：午前9時～正午 英語／スペイン語

午後1時～4時 スペイン語／中国語／ポルトガル語／ベトナム語(第4土曜日のみ)

電話相談：048-775-5111(代表) *交換手に「ハローコーナーお願いします」と言ってください。

「ハローコーナーニュース」は、上尾市のホームページ(<http://www.city.ageo.lg.jp/>)でも見られますが、ご希望の方には郵送します(市内にお住まいの方のみ)。詳しくは、上尾市役所 市民協働推進課まで。

Tel. 048-775-4597 / Fax 048-775-0007 / s53000@city.ageo.lg.jp

「你好窗口」是专为外籍市民开设的免费外语咨询服务。

开设时间：上午9点～12点西班牙语・英语 下午1点～4点西班牙语・汉语・葡萄牙语・越南语(第4周星期六)

电话号码：048-775-5111(总机) *请向交换台说「ハローコーナーお願いします」

「你好消息」您可以随时在上尾市网站查询・阅览。(<http://www.city.ageo.lg.jp/>) 对于居住在市内的市民、除了上网阅览以外、我们向您还可以免费邮寄给「你好消息」。

→ 上尾市民协动推进课 tel.048-775-4597/fax 048-775-0007/email s53000@city.ageo.lg.jp